

「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」

第1回議事概要

日 時：平成27年4月30日（木）13：00～15：00

場 所：総務省 601会議室

出席者：辻座長、斎藤座長代理、奥谷委員、北島委員、木村委員、西村委員、星野委員、山崎委員、山下委員

幹 事：佐々木自治行政局長、時澤大臣官房審議官、宮地行政課長、篠原住民制度課長、上仮屋外国人住民基本台帳室長、小宮市町村課長、加松公務員部公務員課長、大自治財政局公営企業課長、大沢自治財政局準公営企業室長、原自治財政局財務調課長

事務局：福田行政経営支援室長、小牧行政経営支援室課長補佐、西畠行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 佐々木自治行政局長挨拶
- (3) 研究会開催要綱、研究会において議論する論点及び今後のスケジュールについて
- (4) 地方独立行政法人制度の概要及び国の独立行政法人制度改正の概要について
- (5) 閉会

【資料説明】

- 事務局より、配布資料に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- 中小自治体が専門的業務を担っていくにおいて人材育成が難しいという点を踏まえると、地方独立行政法人において自治体横断で業務を行うことは効果があると考えられる。また、地方独立行政法人がアクティブに動けるような組織の制度を維持することが必要だが、一方で、安全性や財務の健全性も制度上担保する必要がある。
- 地方独立行政法人化を進めるに当たって、大学の運営に自治体の意見が反映されるようになり、また、人事や財務会計の点で大学の思うような弾力的な運用が可能となり、自治体の大学に対する期待感は強くなった。今回の制度改正によって現場がどう変わるかよく検討し、より使い勝手のいい制度にできれば、さらに大学の果たす役割も大きくなっていくのではないかと。

- 病院を地方独立行政法人化したことにより、ガバナンスや経営状況も改善し、目標設定から評価までのサイクルも、外部の目線を入れることでうまくいっていると思う。一方で、未だ制度上の壁がある部分について、都市部においては民間病院と競合し、これから医療制度が大きく変わる中で、また、地方にあっては自治体病院しかないところもあり、その中で地域社会に貢献していくということで、自治体病院がより広がりを持って業務を行うことができるよう見直すことができないか。

- 現在設立されている地方独立行政法人のほとんどが大学と病院であり、病院以外の公営企業や試験研究機関、社会福祉事業等が非常に少ない。これは、業務分野によっては制度になじまないものがある、指定管理者制度など他のアウトソーシング手法との比較で独自色を出すことができている、業務の割に手続が煩雑等の理由があるのではないか。
 - 法人設立数が少ない分野があることについては、制度導入以来、抑制的に運用してきたことが影響しているものと考えられる。公立大学法人については、国立大学法人に倣って制度を活用してきたが、それ以外については、まず廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行い、その上で指定管理者制度の活用等と比較検討し、自治体が自ら実施するよりも効率的・効果的であると判断される場合には地方独立行政法人制度を活用するよう運用してきたところである。

- 地方独立行政法人制度の中で、もっと業務の特性を踏まえた仕組みを作ってもよいのではないか。
- 同じ地方独立行政法人といっても実施する業務により特徴が大きく変わってくる。法律において、総則としてすべての法人共通に定めるものと、業務ごとにきめ細かに定めるものをそれぞれ丁寧に議論する必要がある。

- 人口減少の中で小さな自治体が法人を設立し運営するのは負担が大きいため、今後複数の自治体による共同設立の形態が増えてくるのではないかと思うが、現状では共同設立の地独法はまだ少ない。共同設立に関する課題を確認することで、今後の制度の活用に関する議論に役立てられるのではないか。

- 国では法改正により、公務員身分を付与する法人は行政執行法人に限定されることになったが、地方では職員に公務員身分を付与する特定型の法人と付与しない一般型の法人が混在している。特定型と一般型を振り分ける基準はあるのか。
 - 法律上の基準を踏まえ、自治体において判断し、総務省と調整する中で確定している。
 - 国では、行政執行法人に該当する法人はすべて特定型ということになったが、公務

員身分の付与に該当する要件自体は法改正後も変わっていない。今まで特定型であった法人を1つのカテゴリーに当てはめ直して、それに共通のマネジメントをやってもらうことにしたのが国の改正の趣旨。

- 地方独立行政法人制度の改正においては、国の制度改正の趣旨を踏まえることが必要だが、同時に地方分権や国と地方の違い等も考慮し、法律における国の関与を必要以上に強くしないことに留意する必要があるのではないか。
- 国では法改正により、評価委員会から主務大臣に評価の主体が移ることになったが、地方では首長が強い権限を持っていることから、同様の形に改正することについて慎重に検討する必要があるのではないか。
 - 首長が評価主体になることによりトップマネジメントの面ではいいのかもしれないが、反面独断専行してしまう面もある。評価委員会がどの程度独自に働いているかなど現状がわかれば議論しやすい。
 - 現状では、首長側の部局では分かりかねる専門的で高度な観点まで評価に含めている法人もあると聞いている。
 - 第三者である評価委員会から評価を受けることが、法人の業務執行におけるインセンティブになるという点で、評価委員会の役割は大きいと考えている。
- 評価主体を評価委員会から首長に移した場合、複数自治体で共同設立している地方独立行政法人の評価方法について検討が必要。
- 今回の国の改正は、独立行政法人への枠を強めているという印象。それが組織運営に対してどういう意味を持つのか、人材の確保・育成にどう影響するのかと言う点について気になる。
- 国の独立行政法人制度は、現場でガバナンスを効かせるというよりは、法人をコントロールする機関である主務官庁が法人の面倒を見て、最終的な法人のガバナンスを保障するという制度になっている。地方独立行政法人においてもこの本来のガバナンス機能をしっかり果たしながら、現場の声をどう生かすかが重要になってくるのではないかと。
- 今回の国の法改正においては、国立大学法人制度の見直しは検討されたのか。
- 国立大学法人においては膨大な時間を調査に費やせられ、評価のための評価になっているという印象を受ける。地方独立行政法人制度においてはそのようなことがないようにしたい。

(以上)